

福井県県有施設のネーミングライツ導入に関する基本方針

1 趣旨

ネーミングライツとは、一般に、公共施設やイベントの愛称として企業の社名や商品ブランド名を付けるもので、施設運営等の経費を捻出する方法の一つとされているものです。

福井県（以下「県」という。）では、県有施設の愛称を命名する権利を売却し、その対価を活用して持続可能な施設の運営と施設サービスの維持・向上を図り、施設の魅力を高めることとします。

この基本方針は、制度の導入にあたり県の基本的な考え方をまとめたものです。

2 対象施設

多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれる施設を対象とします。

ただし、施設名称の設定に経緯があるものや施設の性格上、企業名や商品ブランド名などの愛称を付するのが適当でない判断するものは対象外とします。

3 募集条件

県は、原則として次の条件で命名権者を公募するものとします。

(1) 契約期間

原則、3年以上とします。

(2) ネーミングライツ料

愛称命名に係る対価（ネーミングライツ料）は、他の自治体等における類似施設の事例をもとに、利用者数、イベント内容やメディアへの露出状況等を比較検討して施設ごとに目安となる金額を決定します。

(3) 命名条件

公共施設にふさわしい愛称とし、親しみやすさや呼びやすさなど、県民の理解が得られるものとします。

なお、愛称の使用にあたっては、愛称の周知に努めるほか当分の間は条例上の名称を併記するなど利用者が混乱しないように配慮することとします。

また、公共の施設の愛称として不適切なものは使用を認めないこととします。

例示すると、次のとおりです。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例および規則等に違反しているもの
- ② 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの

- ③ 青少年の健全な育成を阻害するものまたはそのおそれのあるもの
- ④ 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
- ⑤ 政治性または宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題その他についての主義または主張に当たるもの
- ⑦ 虚偽であるものまたは誤認されるおそれのあるもの
- ⑧ 個人の氏名

(4) 費用負担

名称の変更に伴う広告物等の表示変更については、次のとおりとし、ネーミングライツ料とは別に負担していただくものとします。

区 分	費用負担	備 考
敷地内外の看板の表示変更	命名権者	
契約終了後の原状回復	命名権者	
印刷物、ホームページの表示変更	福井県	新規作成分を対象とします

(5) 応募資格

法人を対象としますが、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権を取得させることが適当でないと思われる者は対象外とします。

例示すると、次のとおりです。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 福井県から入札参加資格停止措置を受けている者、または福井県から不利益処分を受けている者
- ③ 行政機関等からの指導による改善がなされていない者
- ④ 国税または地方税を滞納している者
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続または更生手続開始の決定を受けた者
- ⑥ 代表者等（役員および経営に事実上参加している者）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ⑦ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう）または暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- ⑨ 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を営む者

4 募集方法等

(1) 募集方法

命名権者の募集は、施設ごとに行い、原則公募します。ただし、施設内の建物等、施設の一部分ごとに募集する場合があります。

(2) 募集要項

施設概要、施設利用人数等を明示するとともに、募集に際し必要な事項について、施設ごとに募集要項等を作成します。

(3) 周知方法

県ホームページへの掲載や報道機関への情報提供などにより県民や企業等に幅広く周知します。

5 選定の方法

選定委員会を設置して、応募資格、経営状況、ネーミングライツ料、契約期間、愛称案等を総合的に判断し、候補者およびその順位を選定します。

応募が1者のみの場合も、選定委員会において命名権者としてふさわしいかどうか審査し、候補者を決定します。

選定審査結果については、すべての応募者に文書で通知します。

その後、選定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結します。

なお、協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと県が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

[選定基準(例)]

- ・ 応募金額
- ・ 応募期間
- ・ 応募企業等の経営の安定性、福井県との関わり、地域貢献や支援の実績および今後の計画
- ・ 愛称の親しみやすさ、呼びやすさ

6 命名権者の契約の解除

命名権者と契約を締結した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権者とするのが適当でないと思われるとき、県は契約の解除をできることとします。

この場合における原状回復等に必要な費用は、命名権者の負担とします。

7 ネーミングライツ料の返還

支払われたネーミングライツ料は、原則返還しないものとします。

ただし、災害その他やむを得ない事由があると県が認める場合は、その全部または一部を返還することができることとします。

8 リスク負担

(1) 新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、命名権者が負うこととします。

(2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、県と命名権者が協議し、リスク負担を決定するものとします。

附 則

この基本方針は、令和6年3月1日から施行します。